

学校給食費の有機農産物による無償化を求める意見書

憲法第26条で、教育基本法第4条及び第5条、学校教育法第6条でそれぞれ義務教育の無償化を定めている。また、学校給食法第1条の目的の一つとして「食育の推進」が位置づけられ、教育活動の一環とされている。

文部科学省の事務次官通達では、必ずしも食材費の負担を保護者に求めなくてもよい旨の通達も出ている。

政府は異次元の少子化対策を打ち出している中、子供たちの発育に有機農産物等の活用は有効的である。また、環境負荷低減に係る理解を促す食育の推進、みどりの食料システム戦略の確立に向け、学校給食への有機農産物の使用促進と食育の充実のために有機農産物を使用した学校給食費無償化は、子育て支援・少子化対策として大いに寄与すると考えられる。

全国的にも小・中学校の給食費の無償化または一部補助する自治体が急速に増えてきている現状がある。しかし、有機農産物の使用の給食費無償化は、高騰する材料費など人件費や消費税も含め自治体財政を圧迫する懸念が生じ、財源の確保に解決すべき問題も多く、実施に踏み切れない自治体が多くある。

よって、異次元の少子化対策の一つとして捉え、国の責任において財源の確保も含め、白山市はもとより全ての自治体が育ち盛りの子供たちに有機農産物による学校給食費無償化の実施ができるよう国の施策として行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月23日

白山市議会議長 吉 本 史 宏